平成21年3月 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成21年3月26日 開会 平成21年3月26日 閉会

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会

平成21年3月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

| ○会議録 | √ 3 | 月 2 | 6 日 | (木)] |
|------|-----|-----|-----|------|
| | | | | |

| 出席議員の番号氏名 | 1 |
|---|-----|
| 欠席議員の番号氏名 | 1 |
| 会議に出席した者の職氏名 | 1 |
| 議事日程 | 2 |
| 会議に付した事件 | 2 |
| 開会 | 4 |
| 諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| 日程第1 議席の指定 | 4 |
| 日程第2 会議録署名議員の指名 | 4 |
| 日程第3 会期の決定 | 4 |
| 日程第4 議案第1号から議案第7号まで一括議題 | |
| (平成21年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算他6件) | 5 |
| 日程第5 一般質問 | 1 2 |
| 追加日程第1 議案第8号(滋賀県後期高齢者医療広域連合公平 | |
| 委員会委員の選任につき同意を求めることについて) | 1 7 |
| 追加日程第2 発議第1号(滋賀県後期高齢者医療広域連合議会 | |
| 会議規則の一部を改正する規則の制定について) | 1 8 |
| 閉会 | 1 9 |

平成21年3月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成21年3月26日

開会 午後2時30分

閉会 午後3時26分

平成21年3月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

招集年月日 平成21年3月26日(木曜日)

招集 場所 広域連合議会議場 (滋賀県厚生会館 4 階)

会議に出席した議員(20名)

| | 1番 | 佐 | 藤 | | 賢 | | 2番 | 松 | 田 | _ | 義 |
|---|----|----------|---|---|---|---|----|---|---|----|----------|
| | 5番 | 橋 | Ш | | 涉 | | 6番 | Щ | 田 | 亘 | 宏 |
| | 7番 | 國 | 松 | 正 | _ | ; | 8番 | 中 | 嶋 | 武 | 嗣 |
| 1 | 0番 | 谷 | 畑 | 英 | 吾 | 1 | 1番 | 西 | Ш | 喜什 | 治 |
| 1 | 2番 | 西 | 澤 | 久 | 夫 | 1 | 3番 | 泉 | | 峰 | _ |
| 1 | 5番 | 藤 | 澤 | 政 | 男 | 1 | 6番 | 竹 | Щ | 秀 | 雄 |
| 1 | 7番 | 宇 | 野 | _ | 雄 | 1 | 8番 | 伊 | 藤 | 定 | 勉 |
| 1 | 9番 | 山 | 﨑 | 義 | 勝 | 2 | 0番 | 久 | 保 | 久 | 良 |
| 2 | 2番 | 南 | 部 | 厚 | 志 | 2 | 3番 | 田 | 中 | 久 | \equiv |
| 2 | 5番 | \equiv | 矢 | 秀 | 雄 | 2 | 6番 | 熊 | 谷 | 定 | 義 |

会議に欠席した議員(6名)

 3番川島信也
 4番富士谷英正

 9番山仲善彰
 14番津村孝司

 21番山内健次
 24番岩根博之

説明のため出席した者の職氏名

信 広域連合長 目 片 副広域連合長 北 村 又 郎 事務局長 副広域連合長 井 上 正 辻 義 昭 事務局次長 業務課長 若山和雄 堀部 眞 一 総務企画課 務 課 福井 久 望 月 英 司 課 長 補 佐 課長補 佐 伊 藤 総務企画課 古 川 智 業 務 課 光洋 幹 副 主 主 幹

職務のため出席した者の職氏名

書 記 荒川貴之 主 事 茂森貴洋

議事日程

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 議案第1号から議案第7号

(平成21年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 他6件)

第5 一般質問

追加日程

第1 議案第8号

(滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて)

第2 発議第1号

(滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する 規則の制定について)

会議に付した事件

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 議案第1号から議案第7号

(平成21年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 他6件)

日程第5 一般質問

追加日程第1 議案第8号

(滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて)

追加日程第2 発議第1号

(滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する 規則の制定について)

議事の経過

(開会 開議)

○議長(中嶋武嗣君) (午後2時30分) ただいまから、平成21年3月滋賀県後期 高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

本日の出席議員は、20名、欠席議員は6名でございます。

欠席議員は、川島信也君、冨士谷英正君、山仲善彰君、津村孝司君、山内健次君、岩根博之君であります。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程のとおりであります。 次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、お手元に配付いたし ております文書のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長(中嶋武嗣君) 日程第1、議席の指定を行います。

今回当選されました議員の議席番号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第 5条第2項の規定により指定いたします。

佐藤賢議員は1番に指定いたします。

西川喜代治議員は11番に指定いたします。

西澤久夫議員は12番に指定をいたします。

泉峰一議員は13番に指定をいたします。

(日程第2)

○議長(中嶋武嗣君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定により、12番、西澤久夫君、13番、泉峰一君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(中嶋武嗣君) 日程3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中嶋武嗣君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

(日程第4)

- ○議長(中嶋武嗣君) 日程4、議案第1号から議案第7号までを一括議題といたします。 書記をして議件を朗読いたさせます。
- ○書記(荒川貴之君) 議件を朗読いたします。議案第1号平成21年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、議案第2号平成21年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、議案第3号平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号)、議案第4号平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、議案第5号滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。 以上です。
- ○議長(中嶋武嗣君) 議件の朗読は終わりましたので、広域連合長から提案理由の説明 を求めます。連合長。
- 〇広域連合長(目片 信君) 本日、議員の皆様方のご参集をいただき、平成21年3月 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、提出いたしました諸案件のご審議を 願うに当たりまして、その概要を説明させていただきますとともに、11月議会定例会以 降の状況など、諸般の報告をさせていただきます。

昨年4月にスタートいたしました長寿医療制度ははや1年を迎えようとしております。 スタート直後から次々と制度改正が行われるなど、非常に厳しい運営でありましたが、広 域連合と市町が緊密な連携、協力を図りながら、制度の安定運営に努力を積み重ねてきた ところでございます。

本年1月の日本医療政策機構の高齢者医療制度に関する世論調査では、現行制度のまま存続もしくは見直しして存続すべきという意見が廃止すべきという意見を上回っており、 国民の約半数が現行制度の維持または制度の骨格の維持を指示され、特に70歳以上の 56.4%の方々が現行制度を支持しておられるとの結果が出ております。

こうした世論調査の結果や日々の運営状況を見ておりますと、制度が落ちついてきたことを実感しますとともに、将来にわたって国民皆保険を堅持するため、長寿医療制度の定着と安定運営が必要不可欠との認識をさらに強めたところであります。

また、昨今の世界同時不況による日本経済の低迷から雇用不安が大きな社会問題となり、 離職を余儀なくされた方々の雇用の場の確保が緊急の課題となっており、併せて高齢者を 取り巻く生活状況も厳しさを増しています。こうした社会情勢を受けて、当広域連合とし ましても、政府の緊急雇用創出対策事業にも取り組んでまいりたいと考えております。

さて、昨年11月議会定例会以降の制度改正の状況ですが、本年1月1日には、長寿医療制度加入月における高額療養費の自己負担限度額を2分の1とする改正と、世帯構成に変更がないにもかかわらず、長寿医療制度に加入したことにより自己負担の割合が3割となった被保険者について1割に戻す改正が行われ、132人の方に新しい被保険者証を交付したところであります。

また、国においては、平成21年度以降の保険料の軽減措置として、所得の低い方の保険料について、均等割額が7割軽減される世帯のうち、年金収入が80万円以下の場合には9割軽減とし、また、所得割を負担する被保険者のうち、低所得の方には所得割を5割軽減することとされ、これらに加えて、平成20年度から実施しております被用者保険の被扶養者であった被保険者の被保険者均等割額の軽減措置について、平成21年度も継続することとされました。

なお、これらの財源については、全額を国で措置することとされ、これに関する予算案 と関係条例の改正案を今議会に提出しているところでございます。

一方、長寿医療制度の見直しの動きでございますが、国の高齢者医療制度に関する検討会や与党プロジェクトチームなどにおいて検討されており、本年1月に開催された第4回検討会には当広域連合が出席要請を受け、取組み状況と課題について報告をいたしたところであります。この場では、制度の根幹は揺るがさないでほしいこと、制度の見直しに当たって現場の声を十分に聞いてほしいこと、さらに、高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう、制度を設計した国が責任を果たしていただきたいことの3点について意見を申し上げてきたところであります。

去る3月17日に開催されました第7回検討会に最終報告書が提出され、長寿医療制度 の運営主体や年齢区分などについて論点整理がなされたところであり、当広域連合といた しましては、今後、与党プロジェクトチームでの取りまとめ状況を注視しつつ、市長会や 町村会とも連携しながら、適時に意見を申し述べてまいりたいと考えております。

さて、制度開始の初年度の医療給付費についてでございますが、財政運営に責任を持つ 広域連合といたしましては、その動向は大変重要でございます。そこで、本年度の医療給 付費の動向でありますが、診療報酬の改定などにより、当初予算額975億9,000万円に対しまして957億9,000万円の所要見込みであり、当初予算の範囲内でおさまる見込みでありますが、また、保険料の収納率につきましては、3月16日現在で99.09%と、当初予定をしておりました99%の収納率を確保しており、収納事務に当たっていただいている市町の皆様方のご努力に感謝を申し上げる次第でございます。

なお、平成21年度は制度の施行後初めての保険料の改定の年であり、医療費の動向や 保険料の収納状況、診療報酬の動向などを的確に把握し、市町の皆さん方と十分に協議を しながら保険料の改定事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、資格証明書の取り扱いについてであります。資格証明書は保険料負担の公平性を 担保する観点から、特別な事情がないにもかかわらず保険料を納付していない人に交付す ることが義務づけられていますが、医療機関への受診機会の多い高齢者の方々の身体特性 から、これまでも申し上げてきましたように、一律に機械的に交付するものではないと考 えております。つきましては、高齢者の受診の機会を損ねることがないよう、市町と連携 を密にして、慎重な審査、判定に当たることはもとより、短期被保険者証の活用や、きめ 細かな納付相談に努めてまいりたいと考えております。

次に、昨年9月から取り組んでおります高齢者健康づくり基盤整備モデル推進事業についてでありますが、京都大学医学部の協力を得て、モデル市町と連携を図りながら、高齢者の状態に適合した健康づくり方策の検討や、医療費と介護給付費の突合による分析などを行ってきたところであります。来年度はこれらの成果を踏まえ、モデル市町において健康づくりに積極的に取り組んでいただくことに加え、肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業に取り組んでまいります。

次に、平成21年度の予算の基本方針についてでありますが、来年度は制度がスタートして2年目を迎え、引き続き長寿医療制度の定着と安定運営が何よりも重要であるとの認識に立ち、健全な医療保険財政の運営はもとより、制度の広報・周知やきめ細かな相談体制の整備、さらには高齢者の健康づくりの推進を重点目標に掲げ、高齢者のだれもが滋賀の地域で安心して健やかに暮らすことができる医療制度の運営を目指す所存であります。今後とも高齢者の皆様に安心して医療を受けていただけるよう、県や市町とも連携を強め、足元をしっかり見詰めながら精一杯取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、本定例会に提案いたしました案件につきましてご説明いたします。

今議会には予算案件4件、条例の改正案件3件、合わせて7件の議案を提出いたしまし

たが、これらの案件につきましては市町の意見を十分に反映したものとするため、幹事会 や担当課長会議にお諮りした上で、本日提案させていただいたところであります。

まず、予算案件でありますが、議案第1号並びに議案第2号は、平成21年度の滋賀県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算並びに特別会計予算でございます。平成21年度の予算規模は、一般会計では1億3,580万円、特別会計では1,136億4,270万円、両会計合わせて1,137億7,850万円を計上いたしました。

まず、歳入の主なものについては、国、県、市町による公費負担額の合計額が549億4,000万円、支払基金からの交付金が476億7,000万円、保険料が102億3,800万円となっております。

次に、歳出につきまして主なものを申し上げますと、特別会計では予算総額の99%が保険給付費で、1,125億3,000万円を計上しており、前年度に比べまして15.3%の増加となっております。この主な要因は、保険給付費の支払いが通年ベースになったことによるものでございます。

そのほかには、特別会計において健康診査に係る保健事業費が2億6,900万円、審査支払手数料及び事務代行委託費として5億9,400万円、さらに、新年度から医療費と介護費を合算した負担額が高額になったときに支給する高額介護合算制度が始まりますことから、1億200万円を計上いたしました。

一般会計では、高齢者モデル事業の中で肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業に 600万円、後発医薬品の利用促進を図るためのお願いカードの作成費として150万円、 雇用創出のための緊急雇用対策として延べ4人分の人件費500万円を計上しております。

次に、議案第3号並びに議案第4号は、平成20年度の滋賀県後期高齢者医療広域連合の一般会計並びに特別会計の補正予算でございます。今回の補正予算は、一般会計では医療費適正化事業及び予備費で減額を、特別会計では医療費を17億4,000万円余りの減額をするとともに、保険料軽減措置やきめ細かな体制整備の経費が国から交付されるため、これを計上し、同額を基金へ積立金として計上するものであります。

次に、条例案件でございますが、議案第5号は、平成21年度以降の保険料について、 被保険者均等割額の軽減割合の拡大及び所得割額の軽減割合の設定並びに被用者保険の被 扶養者であった被保険者に対する保険料負担の軽減策の継続の措置を講じることについて、 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第6号は、昨年度に造成いたしました後期高齢者医療制度臨時特例基金について、

本年度においても国から臨時特例交付金が交付され、平成21年度の保険料軽減措置のための財源その他の経費に充てることとするため、後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正するものであります。

議案第7号は、広域連合職員の勤務時間について、1週間当たり40時間を38時間45分に、1日当たり8時間を7時間45分に改定するものであります。

以上7件の議案につきまして、何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げて、提案の説明といたします。

○議長(中嶋武嗣君) 提案理由の説明が終わりました。

議案第1号に対する通告による質疑はございません。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第1号については通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第1号「平成21年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中嶋武嗣君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第1号は原 案のとおり可決されました。

次に、議案第2号に対します通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第2号については通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第2号「平成21年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」は原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中嶋武嗣君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第2号は原 案のとおり可決されました。

次に、議案第3号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第3号については通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第3号「平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号)」は原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中嶋武嗣君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第3号は原 案のとおり可決されました。

次に、議案第4号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第4号については通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第4号「平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正 予算(第3号)」は原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中嶋武嗣君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第4号は原 案のとおり可決されました。

次に、議案第5号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第5号については通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第5号「滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中嶋武嗣君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第5号は原 案のとおり可決されました。

次に、議案第6号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第6号については通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第6号「滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中嶋武嗣君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第6号は原 案のとおり可決されました。

次に、議案第7号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第7号については通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第7号「滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について」は原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中嶋武嗣君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第7号は原 案のとおり可決されました。

(日程第5)

- ○議長(中嶋武嗣君) 続きまして、日程第5、これより一般質問を行います。
 - 一般質問通告書が提出されておりますので、発言を許します。

質問に当たっては簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第1号、19番、山﨑義勝君。

○19番(山﨑義勝君) 議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

昨年11月に取りまとめられました社会保障国民会議の報告書によりますと、高齢化がピークを迎える2025年には医療・介護費用は現状の41兆円から大幅に増加し、90兆円台に達するとの試算がされており、また、昨年3月に策定された本県の医療費適正化計画においても、2025年には県民医療費のうち老人医療費が半分近くを占めるとの予測がなされています。このような状況のもと、長寿医療制度は将来にわたって国民皆保険を堅持するため、長年にわたり議論がなされ、給付と負担を明確にし、高齢者の医療費を社会全体で支える仕組みとして創設されたものであります。

しかしながら、この1年間を振り返りますと、名称の変更に始まり、低所得者への保険料の軽減策や年金徴収から口座振替への選択など、相次ぐ制度改正が行われ、その都度、市町や広域連合においては被保険者への広報・周知などの膨大な事務に追われた感が否めませんが、本県におきましては、市町と広域連合とが緊密な連携を図りながら対応してまいりました結果、ようやく落ちついた状況にあると考えております。

そこで、現在の長寿医療制度をめぐる動きと今後の広域連合の取り組みにつきまして、 次の4点につきまして連合長に質問をいたします。

まず、1点目でありますが、長寿医療制度の見直しをめぐる国の動向についてお伺いいたします。

国では与党プロジェクトチームによる対策が打ち出され、相次ぐ制度の見直しが行われるとともに、昨年秋には高齢者医療制度に関する検討会が設置され、1年をめどに見直し案を取りまとめるとされております。このような中、去る3月17日には検討会の論点整理という形で最終報告がなされ、この中においては、高齢者への尊厳の配慮や長寿医療制度と併せ国民健康保険の運営主体についても論点整理がなされ、今後、与党の見直し議論

にゆだねることになったところであります。

私はこの制度の創設の趣旨に鑑みれば、まずは制度の定着と安定運営こそが最優先され、 その上で必要とあれば見直しの議論をすべきであると考えますが、国における制度見直し の動きについて、広域連合長の所見をお伺いいたします。

2点目ですが、平成22年度以降の保険料改定に向けての取り組みについてお伺いいたします。

保険料は社会全体で支え合う制度として高齢者の方々にもご負担をいただいているものでありますが、高齢化の進展に伴いますます医療費の増加が見込まれる中、保険料の設定に当たっては医療費の今後の動向や保険料の収納率などしっかり見極め、的確な判断が求められるところであります。当広域連合におかれましては、平成20年、21年度の保険料の設定に際しても、審査支払手数料を被保険者負担とせず分賦金によることとするなど、高齢者の負担を軽減する措置を講じていただいているところであります。そこで、平成22年度以降の保険料の改定に当たってどのように取り組んでいこうとしておられるのかお伺いいたします。

3点目は、資格証明書についてお伺いいたします。

資格証明書の取り扱いについては、これまでも広域連合議会において取り上げられてきましたし、先ほど広域連合長からもご説明をいただいたところであります。高齢者の方々は医療の必要度が高く、このため、資格証明書の交付については、保険料負担の公平性を確保しつつも高齢者の生活実態を十分配慮すべきと考えます。先ほど連合長からは資格証明書の一律、機械的な交付は行わないとのことですが、交付に至るまでの手続はどのようになるのか、また、その結果、どのような場合に資格証明書が交付されることとなるのか、改めてお伺いをいたします。

最後に、高齢者健康づくり基盤整備モデル推進事業の実施状況と今後の取り組みについてお伺いいたします。

超高齢化社会を迎え、高齢者の皆様が元気に活動的に過ごし、ひいては健康長寿の延伸を図るため、高齢者の健康増進施策を推進していくことが重要であると認識しております。このため、甲良町では介護保険・地域介護福祉空間整備交付金を活用して、介護予防・健康づくり施設や認知症予防サロンなど、高齢者が健康で生き生きと暮らし続けるための拠点整備を進めているところであります。広域連合では今年度から市町と連携を図り、高齢者健康づくり基盤整備モデル推進事業を始めておられますが、その実施状況や今後の取り

組みにつきましてお伺いをしたいというように思っております。

以上4点についてお願いします。

○議長(中嶋武嗣君) ただいまの19番、山﨑義勝君に対しての当局の答弁を求めます。 連合長。

○広域連合長(目片 信君) 山﨑議員の長寿医療制度をめぐる最近の動きと広域連合の 取り組み状況等について4点のご質問をいただきました。お答えを申し上げたいと思いま す。

まず、1点目の国における制度見直しの動きに対する所見についてでございますが、昨年9月に学識経験者などをメンバーとする国の高齢者医療制度に関する検討会が設置され、これまで7回にわたり検討され、この中で去る1月に開催されました第4回検討会には、当広域連合が出席要請を受けて取組み状況を報告するとともに、制度の根幹は揺るがさないでほしいこと、制度の見直しに当たっては現場の声を十分に聞いてほしいこと、さらに、高齢者の皆さんが安心して医療を受けられるよう、制度を設計した国が責任を果たしていただきたいことの3点を申し上げてきたところでございます。

去る3月17日には最終報告書が出され、高齢者への敬意を具体的に示すことや、長寿 医療制度の運営主体について、国民健康保険と一体化して都道府県または広域連合が行う ことや、年齢区分については現行の75歳以上または65歳以上にするなどの論点が整理 され、与党の見直し議論にゆだねられました。

一方、与党においては、現在、関係団体などからのヒアリングを実施されており、4月 上旬には見直しの方針が示される予定で、今後、政府・与党一体となって見直し案の取り まとめを行うこととされております。

私といたしましては、超高齢社会を展望いたしますと、長寿医療制度は必要不可欠な制度であり、今後、制度の根幹を維持しつつ、見直すべき課題は見直し、この制度の定着と安定を第一に取り組むべきと考えております。このため、今後とも国における見直しの議論を注視しつつ、市長会や町村会とも連携しながら、適時に現場の意見を申し述べてまいりたいと考えております。

次に、2点目の平成22年度以降の保険料改定に向けての取り組みについてでございます。保険料の改定に当たりましては、高齢者人口の伸びに伴う医療給付費の動向や保険料の収納率、さらには診療報酬の改定が大変重要な要素であると考えており、その推移をしっかり把握し分析していく必要があると考えております。

まず、医療費の状況でありますが、制度施行後10カ月の医療費は、診療報酬のマイナス改定などもあり、前年の老人医療費に比べますと0.8%減少し、予算の範囲内におさまっております。しかしながら、平成18年度の1人当たりの老人医療費の伸び率は1.9%と、全国の平均伸び率に比べ高い伸びを示しており、今後の医療費の増加が懸念されるところであります。

次に、保険料の収納状況でありますが、保険料の収納率は、各市町の皆様方のご努力によりまして予定収納率の99%を確保しているところであります。しかしながら、口座振替への選択性の実施などにより、普通徴収への移行が増加していますことから、今後の収納率の低下が危惧されるところであります。このため、平成22年度以降の保険料の改定に当たりましては、こうした医療費の動向や保険料の収納率の状況、さらには21年度中に決定される診療報酬改定の動向を見据えながら、市町とも十分に協議し、また、長寿医療運営懇話会のご意見も伺いながら、平成21年11月定例議会に提案いたしたいと考えております。

次に、3点目の資格証明書についてでございますが、資格証明書は、特別な事情がないのに保険料を納付しない人に交付することが法律で義務づけられております。しかしながら、議員ご指摘のとおり、高齢者の方々は医療機関への受診機会が多いという身体的な特性がございますので、資格証明書の交付に当たっては、一律、機械的に交付するものではなく、生活実態を十分に把握した上で、高齢者の受診機会を損ねることのないよう慎重に取り扱ってまいりたいと考えております。このため、まず市町において保険、福祉、介護等の関係者で構成する交付審査会で、対象者の収入や滞納状況はもとより受診状況など生活実態を十分に把握、検討いただき、その後、広域連合に設置します交付判定会議において検討し、最終的に判断をしてまいりたいと考えております。

具体的には、まず、滞納がある場合、市町と連携しながら有効期限の短い被保険者証の 交付を行うことにより納付相談の機会を確保し、納付の促進を図ってまいります。しかし ながら、こうした対応にもかかわらずなお相当な収入があっても保険料を納めない人につ いては、公平性の確保の上からも資格証明書を交付せざるを得ないものと考えております。 今後、国から示される資格証明書の交付基準を踏まえ、資格証明書の取扱要綱を定めてま いりたいと考えております。

次に、4点目の高齢者健康づくり基盤整備モデル推進事業の実施状況と今後の取り組み についてでございます。 現在の実施状況ですが、昨年9月に保健、医療、介護関係者からなるモデル推進委員会を設置するとともに、京都大学に健康づくりや医療受診の調査等の業務を委託し、高齢者の健康増進に係る事業の検討を進めてまいりました。その結果、今年度はモデル市町の医療の状況の分析、重複頻回受診訪問指導の効率的な推進方策や、医療費と介護給付費の突合による給付分析などを実施したほか、モデル市町における健康づくりの実践のための支援を行ったところであります。

次に、今後の取り組みでありますが、平成21年度には今年度の実績を踏まえて、重複 類回受診訪問指導の実施や、モデル市町において具体的な高齢者の健康づくりの実践や啓 発にも積極的に取り組んでいくこととしております。さらに、新たにモデル市町において 肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業に取り組んでまいります。

平成18年度に厚生労働省が実施した人口動態調査によりますと、本県の75歳以上の高齢者の死亡原因では肺炎が第3位であり、さらに、肺炎による死亡者の約90%が75歳以上で占められていることから、肺炎球菌ワクチンの予防接種を行うことでウイルス性肺炎に対する予防効果や医療費に与える影響を検証することを目的として実施するものであります。この事業の実施に当たりましては、長寿医療運営懇話会や医師会等のご意見をお聞きしながら進めてまいりたいと考えております。

なお、今後、モデル事業の成果を十分に検証し、その成果に基づき、高齢者の皆さんが 地域で安心して健やかに暮らしていただくため、広域連合と市町とが連携を図りながら高 齢者の健康づくり施策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

- ○議長(中嶋武嗣君) 19番山﨑義勝君。
- ○19番(山﨑義勝君) 大変ありがとうございました。連合長におかれましては各項目 に丁寧に、そしてかつ積極的な回答をいただきまして、ありがとうございます。

本県におきましては市町と広域連合とが連携をし、制度の運営にきめ細やかな対応に努めてきたところでありますが、制度開始から2年目を迎える中、より一層の連携を深めまして、この制度の円滑運営と定着を図ることが重要であるということを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(中嶋武嗣君) 以上で通告による発言は終了いたしました。

よって、一般質問を終結いたします。

暫時休憩といたします。自席でそのままお待ちいただきたいと思います。

(午後3時18分 休憩)

(午後3時19分 再開)

○議長(中嶋武嗣君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加議事日程第1、議案第8号、滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任 につき議会の同意を求めることについてを議事日程に追加し、議題といたしたいと思いま すが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中嶋武嗣君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号、滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議事日程に追加し、議題といたします。

(追加日程第1)

○議長(中嶋武嗣君) 追加議事日程第1、議案第8号、滋賀県後期高齢者医療広域連合 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。連合長。

○広域連合長(目片 信君) ただいま提出いたしました議案第8号につきまして説明を させていただきます。

議案第8号は、公平委員会委員である濱野徹夫委員が3月31日をもって任期満了となられることから、引き続き公平委員会委員として選任することについて議会の同意を求めるものでございます。何とぞご審議賜りますようお願い申し上げて、提案の説明といたします。

○議長(中嶋武嗣君) 議案第8号に対する質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中嶋武嗣君) ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

議案第8号について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中嶋武嗣君) ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。 これより採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第8号「滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を

求めることについて」は原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中嶋武嗣君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第8号は原 案のとおり同意することに決しました。

暫時休憩をいたします。

(午後3時22分 休憩)

(午後3時24分 再開)

○議長(中嶋武嗣君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加議事日程第2、発議第1号、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を 改正する規則の制定についてを議事日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これ にご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中嶋武嗣君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議事日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第2)

○議長(中嶋武嗣君) 追加議事日程第2、発議第1号、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案者である22番、南部厚志君から提案理由の説明を求めます。22番、南部厚志君。 〇22番(南部厚志君) 南部でございます。発議第1号、滋賀県後期高齢者医療広域連 合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について説明をさせていただきます。

地方自治法の一部が改正され、同法第100条中に規定が新設されたことに伴い、会議 規則で引用している条項にずれが生じたため、会議規則の一部を改正するものであります。

広域連合議会会議規則第15条の規定により、松田一義議員並びに田中久二議員の2名 のご賛同をいただきまして、ここに提案をさせていただきます。何とぞ議員各位のご賛同 を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○議長(中嶋武嗣君) 南部君による提案理由の説明が終わりました。

発議第1号に対する質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中嶋武嗣君) ないようでありますので、以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第1号について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中嶋武嗣君) ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。 これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

発議第1号「滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定 について」は原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中嶋武嗣君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、発議第1号は原案のとおり決することに決しました。 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成21年3月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。(午後3時26分閉会)

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第97条の規定により下記に署名する。

平成21年3月26日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長 中嶋 武 嗣

署名議員西澤久夫

署 名 議 員 泉 峰 一